

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県教育委員会は、公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県教育委員会

公表日

平成34年4月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務
②事務の概要	○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ① 高等学校に入学したとき、就学支援金の支給を受けようとする者から提出される受給資格認定申請書等を高等学校を通じて受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報等取得し、就学支援金の受給資格等について審査・確認をする。また、毎年度最新の課税額が確定したとき、収入状況届出書等を就学支援金の受給権者から受け付ける。 ② ①の審査により、就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定等を行い、高等学校を通じて申請者又は届出者に受給資格認定通知及び支給額決定通知等を送付する。 ③ 受給権者が転学・退学等するとき、当該受給権者が在学していた高等学校から、受給資格消滅者一覧を受け付け、当該受給資格消滅者一覧に基づき、高等学校を通じて受給権者であった者に受給資格消滅通知を送付する。 ④ 受給権者が休学又は復学等するとき、当該受給権者から、高等学校を通じて支給停止申出書又は支給再開申出書等を受け付け、当該申出書等の審査を行い、高等学校を通じて受給権者に支給停止通知又は支給再開通知を送付する。 ○長野県高等学校授業料等条例による授業料の減免等に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ① 就学支援金の支給を有しない者から授業料減免申請書等を高等学校を通じて受け付け、当該申請書等の審査を行い、高等学校を通じて授業料減免承認(不承認)通知書を送付する。 ○長野県高校生等奨学給付金給付規程による奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ① 奨学給付金の支給を受けようとする者から高等学校を通じて、受給資格認定申請書等を受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報取得し、奨学給付金の受給資格等について審査・確認をする。 ② ①の審査により、奨学給付金受給資格の認定及び支給額の決定等を行い、高等学校を通じて申請者に支給額決定通知等を送付する。 ○長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱による学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (就学支援金の支給に関する事務と同じ)
③システムの名称	高等学校授業料口座振替徴収(就学支援金事務処理)システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

高等学校等就学支援金関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の項番91 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ○個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条第1項及び2項 別表第1の項番5、6及び7 別表第2の項番5、6及び7
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二の項番113 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県教育委員会事務局高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長 服部 靖之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 県庁8階 長野県教育委員会事務局高校教育課 TEL:026-235-7428(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成33年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成33年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長名	今井 義明	塩野 英雄	事後	
平成29年5月8日	公表日	平成28年10月21日	平成29年5月8日	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月27日	公表日	平成29年5月8日	平成30年4月27日	事後	
平成30年3月31日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年3月31日	事後	
平成30年3月31日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年3月31日	事後	
平成31年6月30日	公表日	平成30年4月27日	平成31年6月30日	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	地方事務所	地域振興局	事後	
平成31年6月30日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年5月1日	事後	
平成31年6月30日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年6月30日	事後	
平成32年4月1日	所属長名	塩野 英雄	井村 敏明	事後	
平成32年7月31日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年5月1日	平成31年7月31日	事後	
平成32年7月31日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月30日	平成32年7月31日	事後	
平成32年8月20日	公表日	平成31年6月30日	平成32年8月20日	事後	
平成33年4月1日	所属長名	井村 敏明	服部 靖之	事後	
平成33年7月31日	しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	平成32年7月31日	平成33年7月31日	事後	
平成33年7月31日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年7月31日	平成33年7月31日	事後	
平成33年9月24日	公表日	平成32年8月20日	平成33年9月24日	事後	
平成34年3月14日	I-4-②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二の項番113 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条	○番号法第19条第8号 別表第二の項番113 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成34年4月1日	公表日	平成33年9月24日	平成34年4月1日	事前	
平成34年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年3月31日法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ① 高等学校に入学したとき、就学支援金の支給を受けようとする者から提出される受給資格認定申請書等を高等学校を通じて受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報を取得し、就学支援金の受給資格等について審査・確認をする。また、毎年度最新の課税額が確定したとき、収入状況届出書等を就学支援金の受給権者から受け付ける。 ② ①の審査により、就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定等を行い、高等学校を通じて申請者又は届出者に受給資格認定通知及び支給額決定通知等を送付する。 ③ 受給権者が転学・退学等するとき、当該受給権者が在学していた高等学校から、受給資格消滅者一覧を受け付け、当該受給資格消滅者一覧に基づき、高等学校を通じて受給権者であった者に受給資格消滅通知を送付する。 ④ 受給権者が休学又は復学等するとき、当該受給権者から、高等学校を通じて支給停止申出書又は支給再開申出書等を受け付け、当該申出書等の審査を行い、高等学校を通じて受給権者に支給停止通知又は支給再開通知を送付する。	○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年3月31日法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ① 高等学校に入学したとき、就学支援金の支給を受けようとする者から提出される受給資格認定申請書等を高等学校を通じて受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報等を取得し、就学支援金の受給資格等について審査・確認をする。また、毎年度最新の課税額が確定したとき、収入状況届出書等を就学支援金の受給権者から受け付ける。 ② ①の審査により、就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定等を行い、高等学校を通じて申請者又は届出者に受給資格認定通知及び支給額決定通知等を送付する。 ③ 受給権者が転学・退学等するとき、当該受給権者が在学していた高等学校から、受給資格消滅者一覧を受け付け、当該受給資格消滅者一覧に基づき、高等学校を通じて受給権者であった者に受給資格消滅通知を送付する。 ④ 受給権者が休学又は復学等するとき、当該受給権者から、高等学校を通じて支給停止申出書又は支給再開申出書等を受け付け、当該申出書等の審査を行い、高等学校を通じて受給権者に支給停止通知又は支給再開通知を送付する。	事前	令和4年度より税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更